

議案第 57 号

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 30 年 9 月条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「規定する特定業務施設」の次に「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加え、「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 31 日までの間に」を「令和 8 年 3 月 31 日までの間に、」に、「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例（第 2 条の改正規定中「令和 6 年 3 月 31 日までの間に」を「令和 8 年 3 月 31 日までの間に、」に改める部分に限る。）による改正後の甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から、この条例（第 1 条の改正規定及び第 2 条の改正規定中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める部分に限る。）による改正後の甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 19 日（以下「適用日」という。）から適用する。

- 2 新条例の規定は、適用日以後に新設され、又は増設される特別償却設備について適用し、適用日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

提案理由

地域再生法の規定に基づく認定を受けた事業者に対する固定資産税の課税の特例の適用期間を延長する等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。